

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五条第一項、第六十八条第二項又は第六十九条の規定に基づき、以下のとおり保険医療機関又は保険薬局の指定を行ったので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第一条又は第二条の規定に基づき、公示する。

令和 七年 七月三十一日

東北厚生局長

尾崎 俊雄

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
大石脳外科クリニック	大仙市大曲浜町七番四五号	令和七年七月一日

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五条第一項、第六十八条第二項又は第六十九条の規定に基づき、以下のとおり保険医療機関又は保険薬局の指定を行ったので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第一条又は第二条の規定に基づき、公示する。

令和七年七月三十一日

東北厚生局長

尾崎 俊雄

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
グリーン薬局	横手市前郷字八ツ口八二番地	令和七年八月一日
ハート薬局	由利本荘市表尾崎町一八―四	令和七年八月一日